公有財産管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 　行政財産の使用許可を行っているもののうち、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※１）を作成していないものがあった。また、当該調査を実施した場合に必要となる財産活用課長への報告書（※２）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。（※１）使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書施設名：大阪府立体育会館

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 16.06㎡ | 事務室 | 360,280円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 45.04㎡ | 事務室 | 1,010,440円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 64.97㎡ | 事務室 | 1,457,460円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 39.21㎡ | 事務室 | 879,550円 | H31.４.１～R２.３.31 |

施設名：大阪府立門真スポーツセンター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 11.62㎡ | 事務所 | 366,760円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 11.57㎡ | 事務所 | 365,140円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 13.37㎡ | 事務所 | 421,950円 | H31.４.１～R２.３.31 |

 | 　公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財規則】（使用状況の確認）第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【平成30年３月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 | 実地調査を行ったのち、チェックリストを作成し、財産活用課長へ報告を行った。また、「公有財産事務の手引」及び「平成30年３月13日付け財活第1957号による通知」を用いて、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を行い、周知徹底を図った。今後は基準日に実地調査を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁文化財保護課 | 行政財産の使用許可及び府有財産の貸付契約を行っているもののうち、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※１）を作成していないものがあった。また、当該調査を実施した場合に必要となる財産活用課長への報告書（※２）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。（※１）使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書【行政財産の使用許可】施設名：御勝山古墳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 5,252.89㎡ | 御勝山公園 | 免除 | H31.４.１～R２.３.31 |

施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 0.46㎡ | 歩道・擁壁 | 免除 | H29.４.１～R４.３.31 |

施設名：史跡舎密局跡

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 75.29㎡ | 道路敷地 | 免除 | H31.４.１～R６.３.31 |

【府有財産の貸付契約】施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 使用目的 | 貸付目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 誤）4.571.13㎡正）4.572.13㎡内使用権割合770㎡／3,400㎡ | 非営利 | 事務所 | 2,682,100円 | H30.４.１～R５.３.31 |

なお、本件は当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。　また、年間貸付料は平成30年度分（H30.４.１～H31.３.31）を記載している。令和元年度の年間貸付料は2,679,400円に改定されている。 | 公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財規則】（使用状況の確認）第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【平成30年３月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 | 是正を求められた事項について、実地調査のうえでチェックリストを作成し、所定の様式で財産活用課長への報告を行った。また、貸付契約書の貸付数量の誤りについては、正しい数量で契約変更を行った。今後は、大阪府公有財規則及び公有財産事務の手引等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）